

## 鳴門教育大学学校教育学部履修規程

平成16年 4 月 1 日

規程第 53 号

改正 平成17年 3 月 14日規程第17号  
平成19年 3 月 23日規程第32号  
平成20年 3 月 26日規程第72号  
平成21年 2 月 27日規程第 3 号  
平成22年 3 月 24日規程第13号  
平成23年 3 月 22日規程第13号  
平成24年 2 月 22日規程第 2 号  
平成25年 2 月 27日規程第 1 号  
平成26年 2 月 27日規程第 3 号  
平成27年 2 月 27日規程第 8 号  
平成28年 2 月 24日規程第19号  
平成29年 2 月 22日規程第 1 号  
平成30年 2 月 28日規程第 8 号  
平成31年 2 月 27日規程第 2 号  
令和 2 年 3 月 25日規程第40号  
令和 3 年 2 月 24日規程第 2 号  
令和 4 年 2 月 24日規程第 1 号  
令和 5 年 3 月 8 日規程第11号  
令和 6 年 2 月 28日規程第 7 号  
令和 7 年 2 月 27日規程第 6 号  
令和 8 年 2 月 27日規程第 7 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第46条の3の規定に基づき、鳴門教育大学学校教育学部において開設する授業科目、単位数及び履修方法等について定める。

(専修等)

第2条 学生は、学校教育全般にわたる総合的な理解を深め、教員として必要な資質及び能力を培うとともに、特定の分野についての専門性を深めるため、別表第1に定めるいずれかの専修・教育コース（以下「専修等」という。）に所属しなければならない。

(授業科目の区分)

第3条 授業科目の区分は、別表第2のとおりとする。

(卒業に必要な単位数)

第4条 卒業に必要な単位数は、別表第3のとおりとする。

(開設授業科目、単位数及び履修方法等)

第5条 開設する授業科目、単位数及び履修方法等は、別表第4のとおりとする。

(他の専修等の授業科目の履修)

第6条 学生は、必要に応じて所属する専修等以外の授業科目並びに別表第5に定める学校図書館司書教諭資格に関する授業科目及び別表第6に定める学芸員資格に関する授業科目を履修することができる。ただし、学則第53条に規定する卒業要件単位数には含めない。

(四国地区5国立大学連携による共同実施科目)

第6条の2 学生は、必要に応じて別表第7に定める四国地区5国立大学連携による共同実施科目を履修することができる。

(教育職員の免許状)

第7条 学生が所属する専修等の区分に応じ、卒業に必要な単位数を修得することによって教育職員免許状の授与資格を取得することができる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

課程	専修等の区分	教育職員免許状の種類	
学校 教育 専 修 員	幼児教育専修	幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭二種免許状	
	小 学 校 教 育 専 修	学校教育実践コース	小学校教諭一種免許状及び中学校教諭二種免許状の免許教科のうち国語、英語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術又は家庭のいずれか一つの免許状
		国語科教育コース	小学校教諭一種免許状及び中学校教諭二種免許状(国語)
		英語科教育コース	小学校教諭一種免許状及び中学校教諭二種免許状(英語)
		社会科教育コース	小学校教諭一種免許状及び中学校教諭二種免許状(社会)
		算数科教育コース	小学校教諭一種免許状及び中学校教諭二種免許状(数学)
		理科教育コース	小学校教諭一種免許状及び中学校教諭二種免許状(理科)
		音楽科教育コース	小学校教諭一種免許状及び中学校教諭二種免許状(音楽)
		図画工作科教育コース	小学校教諭一種免許状及び中学校教諭二種免許状(美術)
		体育科教育コース	小学校教諭一種免許状及び中学校教諭二種免許状(保健体育)
		技術科教育コース	小学校教諭一種免許状及び中学校教諭二種免許状(技術)
		家庭科教育コース	小学校教諭一種免許状及び中学校教諭二種免許状(家庭)

養 成 課 程	中 学	国語科教育コース	中学校教諭一種免許状（国語），高等学校教諭一種免許状（国語）及び小学校教諭二種免許状
		英語科教育コース	中学校教諭一種免許状（英語），高等学校教諭一種免許状（英語）及び小学校教諭二種免許状
	校	社会科教育コース	中学校教諭一種免許状（社会）及び小学校教諭二種免許状
		数学科教育コース	中学校教諭一種免許状（数学），高等学校教諭一種免許状（数学）及び小学校教諭二種免許状
	教	理科教育コース	中学校教諭一種免許状（理科），高等学校教諭一種免許状（理科）及び小学校教諭二種免許状
		音楽科教育コース	中学校教諭一種免許状（音楽），高等学校教諭一種免許状（音楽）及び小学校教諭二種免許状
	育	美術科教育コース	中学校教諭一種免許状（美術），高等学校教諭一種免許状（美術）及び小学校教諭二種免許状
		保健体育科教育コース	中学校教諭一種免許状（保健体育），高等学校教諭一種免許状（保健体育）及び小学校教諭二種免許状
	専 修	技術科教育コース	中学校教諭一種免許状（技術），高等学校教諭一種免許状（工業）及び小学校教諭二種免許状
		家庭科教育コース	中学校教諭一種免許状（家庭），高等学校教諭一種免許状（家庭）及び小学校教諭二種免許状
	特別支援教育専修	小学校教諭一種免許状及び特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者に関する教育の領域，肢体不自由者に関する教育の領域，病弱者に関する教育の領域）	

2 所属する専修等以外の教育職員免許状の授与資格を取得する場合は，卒業に必要な単位数のほかに教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

3 前項の規定によって教育職員免許状の授与資格を取得することができる教育職員免許状の種類は，学則第56条第1項に規定する免許状及びその二種免許状とする。

（保育士資格）

第8条 幼児教育専修に所属する学生は，卒業に必要な単位数を修得することによって保育士資格を取得することができる。

（履修の届出）

第9条 学生は，当該学年内に履修しようとする授業科目について，別に定めるところに従い，履修届を提出しなければならない。

（定期試験）

第10条 定期試験は，原則として当該授業科目の授業が終了する学期末に行うものとする。

2 定期試験は、筆記若しくは口述による試験又は報告書、作品若しくは実技の審査によって行うものとする。

3 病気その他特別の事情があるときは、別に定めるところにより追試験を行うことができる。

(成績評価の基準)

第11条 成績の判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験等によって行うものとする。

2 学則第49条に規定する成績評価の基準は、S(100点から90点まで)、A(89点から80点まで)、B(79点から70点まで)、C(69点から60点まで)、D(59点以下)とする。

3 学生は、一度合格と判定された授業科目については、取り消すこと又は再履修することができない。

(単位の認定)

第12条 単位の認定については、当該授業科目の授業が終了する学期末に行うものとする。

2 学則第84条第3号から第5号の一の規定により除籍された者については、当該期間に履修した授業科目の単位は認定しない。

(学修成果の評価等)

第13条 履修登録した各授業科目の成績に対して、グレード・ポイント(以下「GP」という。)を与え、これに基づき履修科目の成績の平均値(以下「GPA」という。)を算出する。

2 GP及びGPAの算出方法については、別に定める。

3 4年次の履修登録単位数の上限は20単位とする。ただし、当該年次の直前の年度(学則第31条に規定する修業年限を超えて在学している場合は、履修登録をしようとする年度の直前の年度)のGPAが2.8以上の場合は、30単位を上限として履修することができる。

4 休学及び停学により修業年限の最終年に満たない者について、前項の規定は適用しない。

(不正行為)

第14条 第10条に規定する試験において不正と認められる行為を行った者があるときは、学長は、教授会の意見を聴いて、その者の当該学期に履修した全授業科目に係る成績を不合格とする。

(細則)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日において、第2年次から第4年次に在学する者に係る授業科目の区分、卒業に必要な単位数、開設授業科目、単位数、履修方法及び成績評価の基準については、改正後の別表第2、別表第3、別表第4及び第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日において、第2年次から第4年次に在学する者に係る開設授業科目、単位数及び履修方法等については、改正後の別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に入学した者については、改正後の別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表第4の改正規定中の教養基礎科目のうち地域社会研究を履修することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に入学した者については、改正後の別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した者については、改正後の別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に入学した者については、改正後の別表第3、第4及び第6の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した者については、改正後の別表第3、第4及び第6の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した者については、改正後の別表第3及び第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した者については、改正後の別表第3及び第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 平成26年度以前に入学した者については、改正後の第6条の2及び別表第4に規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した者については、改正後の別表第4及び別表第7の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した者については、改正後の別表第4、別表第5及び別表第7の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した者については、改正後の別表第4及び別表第7の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者については、改正後の別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度以前に入学した者については、改正後の別表第4及び別表第7の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に入学した者については、改正後の第13条の3及び別表第7の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学した者については、改正後の別表第4及び別表第7の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に入学した者については、改正後の別表第2、第3、第4及び第7の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に入学した者については、改正後の別表第4及び別表第7の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和6年度以前に入学した者については、改正後の別表第2，第3，第4及び第7の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

2 令和7年度以前に入学した者については、改正後の別表第4及び別表第7の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

課 程	専 修 等	
学校教育教員 養成課程	幼 児 教 育 専 修	
	小 学 校 教 育 専 修	学校教育実践コース 国語科教育コース 英語科教育コース 社会科教育コース 算数科教育コース 理科教育コース 音楽科教育コース 図画工作科教育コース 体育科教育コース 技術科教育コース 家庭科教育コース
	中 学 校 教 育 専 修	国語科教育コース 英語科教育コース 社会科教育コース 数学科教育コース 理科教育コース 音楽科教育コース 美術科教育コース 保健体育科教育コース 技術科教育コース 家庭科教育コース
特 別 支 援 教 育 専 修		

別表第2（第3条関係）

授業科目の 区 分	内 容
教養基礎 科 目	高等学校までの学習で獲得した知識を基盤にしつつ、これからの社会情勢の変化に対応でき、学び続ける教師の基礎となる資質・能力を身につけるための鳴門教育大学生としての初年次教育を目的とした領域と、心身の健康の獲得及び自己表現力とコミュニケーション能力の習得を目的とした「身体運動・表現コミュニケーション」領域の2領域において、授業科目を開設する。
大学設定 科 目	教師として必要な実践的指導力を育成する「教育実践基礎科目」とSociety5.0時代にふさわしい情報通信技術（ICT）の活用や、多様化、個別化する実社会の状況を踏まえた、性に関するダイバーシティ教育、多文化教育の一層の推進等、現代的な教育課題に対応する教育実践力を育成するための「現代的教育課題科目」、地域社会と協働した主体的な学びを通して、創造的に実践する教師を育成するための「鳴教大生の探究」として開設する。
教職共通 科 目	教職に関する専門科目で、学校教育の理論的・実践的分野に関わる科目を含み、特に子どもとのふれあいを重視するための授業科目として、実地教育を開設する。
専修専門 科 目	学生の専修・教育コースに応じて、それぞれの分野での指導能力を高め、自分の得意分野を確立し、教育実践・教育研究を進めていく能力と態度を培うための授業科目を開設する。
卒業研究	教養基礎科目、教職共通科目及び専修専門科目などの学習を基に、学校教育の諸問題に対して、その状況を的確に把握・分析し、解決できる能力の育成を図るために、自らが課題を設定して研究を行う。

別表第3（第4条関係）

専修・ コース 授業科目の 区分	幼 児 教 育 専 修	小学校教育専修			中学校教育専修		特別支援 教育専修
		学校教育 実践コー ス	体育科教 育コース	左記以外 のコース	技術科教 育コース	左記以外 のコース	
教養基礎 科目	1 8 単 位 以 上	2 2 単 位 以 上	2 2 単 位 以 上	2 2 単 位 以 上	2 2 単 位 以 上	2 2 単 位 以 上	2 2 単 位 以 上
大学設定 科目	1 2 単 位 以 上	1 6 単 位 以 上	1 0 単 位 以 上	1 0 単 位 以 上	1 0 単 位 以 上	1 0 単 位 以 上	1 0 単 位 以 上
教職共通 科目	6 0 単 位 以 上	5 4 単 位 以 上	5 4 単 位 以 上	5 4 単 位 以 上	5 4 単 位 以 上	5 0 単 位 以 上	5 2 単 位 以 上
専修専門 科目	3 4 単 位 以 上	3 0 単 位 以 上	3 1 単 位 以 上	3 0 単 位 以 上	3 4 単 位 以 上	3 4 単 位 以 上	3 8 単 位 以 上
卒業研究	4 単 位	4 単 位	4 単 位	4 単 位	4 単 位	4 単 位	4 単 位
計	1 2 8 単 位 以 上	1 2 8 単 位 以 上	1 2 8 単 位 以 上	1 2 8 単 位 以 上	1 2 8 単 位 以 上	1 2 8 単 位 以 上	1 2 8 単 位 以 上

## 備考

- 1 小学校教育専修，中学校教育専修及び特別支援教育専修の学生は，この表の教養基礎科目，大学設定科目，教職共通科目及び専修専門科目の各欄から，合計124単位以上を修得しなければならない。
- 2 中学校教育専修美術科教育コースおよび中学校教育専修家庭科教育コースの学生は，四国5国立大学連携教職課程の科目の内，他大学で開講される科目から，8単位以上を修得しなければならない。